

令和２年度 第４回聖籠町補助金等評価調査委員会 議事要旨

日時：令和２年１１月５日（木）午後３時から午後４時２０分まで

場所：聖籠町役場３階 大会議室

出席委員：穴戸委員、横山委員、鈴木委員、佐野委員、田中委員、阿部委員

事務局：高松副町長、高橋総合政策課長、齋藤係長、宮下主任、横山主事

次 第

１ 開会

２ 議事

（１）補助金等の適正化に関する基本方針について

３ 閉会

前回の振り返り

- 事務局から資料№.１「会議内容及び日程について」

議事（１）補助金等の適正化に関する基本方針について

- 事務局から、資料№.２「中間答申文」、資料№.３「補助金等の適正化に関する基本方針（案）」説明

委員長 資料№.３「補助金等の適正化に関する基本方針（案）」については、委員の方からの意見に基づき修正したものを、資料№.２の「中間答申文」とともに町長に答申する。のちに、町は（案）をとった形で採用するということによろしいか。

総合政策課長 （案）をとる前に、町として、一度、素案をパブリックコメントにかける。その後に、（案）がとれた形の「基本方針」を作るということになる。

副委員長 資料№.３の P3「２ 公平性」「④希望者の誰しものが申請できる環境が整備されているか」について、具体的に説明してほしい。

事務局 補助の対象者にはいろいろな方がいる。様々な媒体を使って偏りなく、広く広報するのはもちろんだが、これまでどおり、対象者がわかっているものについては個別で郵送して案内するなど、きめ細やかな対応を行ってほしいという意味合いである。

委員 同資料 P4「２ 補助率の適正化」の「補助対象経費の２分の１以内を基本とする」とあるが、２分の１を基準とするという考え方について教えてほしい。

総合政策課長 町と補助対象者が負担を折半するという意味合いで、2分の1にするという基本的な考え方。個別の事業内容で補助率が変わってくるが、町の補助金の大半は2分の1の補助だと認識している。

委員長 国の補助事業をみても、2分の1が多い。ただし、政策的な目的から補助率が異なるものもみられる。具体的な例として、生活保護がある。生活保護に係る費用は、国が4分の3、地方自治体が4分の1を負担している。国は政策的な目的で生活保護を実施していることから、通常の補助率よりも引き上げて補助している。逆に、通常の補助率よりも引き下げているものもみられる。

委員 同資料P2「1 公益性」の「特定の個人・団体に対する利益であっても、間接的に町民全体の利益に増進に寄与する場合は、公益性が高いと判断される。」という記述と、P31「2 公平性」の「②事業対象者が多くいるにも関わらず、特定の者に偏っていないか。」の記述は、互いに相反していないか。優劣などはあるのか。

事務局 事務局としては、現時点で4つの視点で優劣はつけていない。4つの視点それぞれで判断されるべきもので、視点ごとに適正であるか、ないかその判断が分かれる場合もあると思われる。最終的に委員の皆様には、4つの視点で複合的に評価、判断いただきたいと考えている。

委員長 「1 公益性」は目的・性質といった主観要因であり、「2 公平性」は他との比較といった客観要因であるとみることができると思う。A、B、Cという3つの団体があるという前提に立ち、補助が適正な場合と、適正でない場合について例示する。

「公益性」について、「間接的に町民全体の利益の増進に寄与する」事業をやっている団体は、Aのみであった場合。これは、Aは「特定の団体」であるが、主観的な要因にみて、事業の内容が「公益性」の基準を満たすため、Aのみに補助するのは適正であると考えられる。

一方で、「公平性」については、すべての団体が同じ事業をしているが、補助金はAしかもらっていないという場合。これは「公平性」の基準に照らし、客観的な要因にみて、Aのみに補助するのは適正ではないということになる。このような理解でよろしいか。

総合政策課長 その考えで間違いはないが、補足させていただければ、「公益性」については、AもBもCも事業を行い、その事業が間接的に町民の利益の増進に寄与している場合は、公益性のある事業であると判断されるが、結果として、Aのみに補助されている場合には、「公平性」の視点で不公平である、適正でないと判断されると整理できる。

委員 町が掲げている3つの投資「子どもへ、福祉へ、未来へ」について触れられていないので、補助事業の目的と照らし合わせて、これに合致するかどうか

ひとつの判断基準にしてほしい。

総合政策課長 非常に大事な視点である。基準に盛り込んでいきたい。

副委員長 同資料の P5「4 事業終期の設定（サンセット方式）」の「終期」の決め方について教えてほしい。

事務局 他の自治体の標準的な終期は、3年から5年。今後終期が変わることがあるかもしれないが、5年という総合計画の基本計画の終期と連動させて、補助金も見直す必要があると考え、総合計画の基本計画と同じ終期を提案している。

副委員長 当委員会が判断する余地はあるのか。

事務局 委員会の方には、政策的なところではなく、あくまでも外部の目線で、方針に示した4つの視点から判断していただきたい。

副委員長 ゼロベースの意味合いについて教えてほしい。

事務局 補助事業がない場合を考えるという意味ではなく、現補助対象者に対するこれまでの推移などを度外視して、まっさらな状態で判断するという意味。

委員長 補助事業の終期を総合計画の基本計画と連動させるという取り組みは、他の自治体でもあまりみたことがない。画期的な取り組みであると評価したい。また、総合計画の基本計画についても、5年というのはどうか。近年は、首長の任期とあわせて4年が主流。今後、聖籠町の総合計画の終期も変わりうるということはそういう部分も含めて検討されたい。

委員 同資料 P5 の「第4 補助金等の適正化に向けて新たな取組」に「長期」とあるが、実際、長期にわたって実施されている事業はあるのか。

総合政策課長 ヒアリングの調書に、補助事業の開始年度を設けるが、昭和からのものはある。

委員 「長期」の定義について教えてほしい。

委員長 定められてはいないが、国だと、1年が短期、2～9年が中期、10年以上が長期という感じがする。

委員 長期の定義について明記してもよいのではと思う。

総合政策課長 ありがたいご指摘。人によって解釈が変わりうるものについては、定義を明示していこうと思う。

委員 スポネットせいらうなどへの補助について教えてほしい。定額の補助なのか、定率の補助なのか。

総合政策課長 定額の補助である。スポネットせいらうの設立時の定額補助が、今日まで続いている状況。

委員長 同資料 P4 にあるとおり、運営費補助ではなく、事業費補助へという記述もある以上、このような団体への補助について、当委員会で見直しを図っていくということになろうかと思うが、それでよろしいか。

総合政策課長 その通り。

委員長 同資料 P6 の流れについて、再度確認。まず、①で内部評価をしてもらったうえで、②で当委員会が外部評価を行い、それを踏まえて、③を作成し、来年の8月9日に答申するという流れ。

次回は、ヒアリングで使う評価基準についてどのように設定するか議論する予定。

(文責：聖籠町補助金等評価調査委員会事務局。事後修正する場合があります。)